

## 平成29年第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月26日(金)午後4時～
2. 開催場所 宇土市役所防災棟 会議室
3. 出席委員(21人)

会 長	平岡 孝雄			
委 員	福島 勝義	谷山 次則	堀内 信也	
	山下 洋幸	西山 正治	杉内 鍊之	
	田代 良一	竹下 清	今村 康晴	
	境 良一	岩本 義行	白井 博行	
	鎌賀 和夫	益田 信明	佐美三 守	
	中山 一一	池田 弘美	小田 寿幸	
	岩本 広海	太田 桂子		
4. 欠席委員(3名)

堀	城	浜口 多美雄	芥川 幸子
---	---	--------	-------
5. 議事録署名者指名 平岡議長  
議事録署名委員 堀内 信也委員 中山 一一委員
6. 議 事
  - (1) 議案 第19号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案 第20号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案 第21号 農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請について
  - (4) 議案 第22号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (5) 議案 第23号 農用地利用集積計画の同意について
7. 報告
  - (1) 報告 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告について

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 唯 勇一

事務局次長 嶽本 圭司 参事 濱田 綾

事務局長 それでは、定刻となりましたので、平成29年第5回農業委員会総会を開会させていただきます。本日の出席委員数は、事前に3名の委員さんから欠席の連絡があっておりまして、21名の出席を頂いており、過半数に達しておりますので、本日の総会は、成立していることをご報告致します。それでは開会にあたりまして、平岡会長よりご挨拶をよろしく申し上げます。

平岡会長 こんにちは。お疲れ様です。いよいよ私たちの委員会も今回も含めて2回で終わるわけでございます。委員会の改革があっている中で、皆様方も御承知の通り、新しい農業委員さんの応募が終わっております。そういう中で12名ということで皆様も御承知の通りと思いますが、若干名のオーバーをしておりましたが、いろいろ話し合いの中でおおむねその流れはお知らせできるものと思います。宇土の場合は若干名のオーバーをしたんですけど、熊本県内ではいろいろありまして、1人の応募もなかった市町村もあったようです。新しい農業委員の改革についても、新しい農業委員が理解できるかわかりませんが、応募がなかったところは事務局と会長あたりで区長さん方を回って、認定農家など出てほしいとお願いに回って募集をしたということ聞いております。まだまだ宇土市においては、今回新しく農業委員になられましても新しい農業に対しましても、皆様方のご努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは今月もよろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございます。次に、議長選出となっておりますが、宇土市農業委員会 会議規則第5条により、平岡会長に議長をお願ひ致します。

平岡議長 はい、それでは、平成29年第5回の農業委員会総会を開会致します。しばらく本日の会議の議長を務めさせていただきます。まず議事録者署名委員の指名であります。議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 はい、異議なし。

平岡議長 それでは、堀内委員さんと中山委員さんをお願いします。

各委員 はい

平岡議長 それでは、只今より議案審議を行います。まず申請者の確認委員2名のどちらかの委員さんより申請内容について説明をお願いし、後から事務局から補足説明の上、可否の判断をして頂くという事になっております。各地区の確認委員さん方の説明をよろしくお願い致します。それでは、今月の議案審議をお願い致します。

平岡議長 議案第19号です。農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する許可審議について、議題と致します。申請番号1番について、確認委員さんは杉内委員さんと田代委員さんですので、杉内委員さんお願い致します。

杉内委員 番号1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりでございます。登記は畑、現況畑、登記面積は294㎡です。耕作面積6120㎡、申請面積294㎡、貸借形態は所有権（無償）です。譲受理由は親受贈、子への贈与で、権利の種類は贈与です。よろしく申し上げます。

平岡会長 杉内委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、500mであり、農業年数15年、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は、米・野菜になります。以上です。

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認します。次に申請番号2番について、確認委員さんは山下委員さんと西山委

員さんですが。西山委員さんお願いします。

西山委員 申請番号2番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記は田，現況も田，総面積は1594㎡，耕作面積1527㎡，申請面積1594㎡，貸借形態は所有権無償です。譲渡理由は規模拡大，譲渡理由は経営縮小。家族は1人，権利の種類は贈与です。以上です。よろしくお願いします。

平岡議長 西山委員さんからの説明は終わりました。事務局からの補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号2番について説明します。申請地までの通作距離は500mで，農業年数15年，農機具も所有し，農作業従事者1名，主たる作物は米・野菜になります。以上です。

平岡局長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので申請番号2番については承認します。続きまして申請番号3番について，確認委員さんは堀委員さんと佐美三委員さんですが，佐美三委員さんから説明をお願いします。

佐美三委員 申請番号3番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑，現況畑，合計畑6筆，合計登記面積5705㎡，耕作面積0㎡，申請面積5705㎡，貸借形態は使用貸借権，譲受理由は農家創設，譲渡理由はその他，家族3名，権利の種類は設定，平成29年4月28日から5年間となっております。よろしくお願いします。

平岡議長 はい。佐美三委員さんからの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号3番について補足説明します。申請地までの通作距離は20km，新規就農者であり，農機具も所有し，農作業従事者

3名、主たる作物は花き・野菜・みかんになります。以上です。

佐美三委員 譲渡人はもともと網田の住民ですが、現在インドネシアに居住しており、インドネシアから住民票を取り寄せて、使用貸借の印鑑ももらっております。

事務局 補足がもう1件ございまして、本来は4月の案件となる予定でしたが、使用貸借がインドネシアから取り寄せた関係で5月26日からの5年間になります。変更をお願いします。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので3番についても承認をします。続きまして申請番号4番について、今村委員さんと竹下委員さんですが・・・ 今村委員さんをお願いします。

今村委員 4番についてご説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記は田2筆、畑2筆、現況も田2筆、畑2筆です。登記面積は計4筆で4674㎡です。耕作面積は10812㎡、4674㎡です。貸借形態は所有権の有償です。譲受理由は規模拡大で譲渡理由は経営縮小です。家族は2人で、権利の種類は売買です。よろしくをお願いします。

平岡議長 今村委員さんからの説明は終わりました。事務局からの補足説明がありましたらをお願いします。

事務局 はい。申請地までの通作距離は約300mで、農業年数31年、農機具も所有し農作業従事者2名、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、申請番号4番については承認をします。  
続きまして申請番号5番について、確認委員さんは福島委員さんと芥川委員さんですが・・・ 福島委員さんお願いします。

福島委員 5番を説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積210㎡、耕作面積6599㎡、申請面積210㎡。貸借形態は所有権有償です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族2名、権利の種類は売買でございます。よろしくお願いします。

平岡議長 福島委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号5番について補足説明をします。申請地までの通作距離は約500mであり、農業年数15年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる米・野菜になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし

平岡議長 異議なしということですので、5番については承認をします。  
次に申請番号6番と7番はについて同一案件ですので、一括して説明をお願いします。確認委員さんは益田委員さんと佐美三委員さんですが・・・益田委員さんをお願いします。

益田委員 それではまず6番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積1335㎡、耕作面積8412㎡、申請面積1335㎡、貸借形態所有権有償、譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族2人、権利の種類、売買です。  
7番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書

記載のとおりです。登記畑，現況畑，登記面積357㎡，耕作面積8412㎡，申請面積357㎡，貸借形態所有権（有償）譲受理由規模拡大，譲渡理由経営縮小，家族2人，権利の種類は売買です。よろしくお願ひします。

平岡議長 益田委員さんからの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 はい。申請番号6番と7番について説明いたします。申請地までの通作距離は約1.5kmであり，農業年数31年，農機具も所有し農作業従事者2名，主たる作物は苗木になります。以上です。

平岡議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号6番，7番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということで6番，7番については承認します。以上で議案第19号については5件すべて承認を得ましたので許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして議案第20号です。農地法第4条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議についてを議題とします。申請番号1番について。確認委員さんは今村委員さんと竹下委員さんですが・・・ 今村委員さんお願ひします。

今村委員 申請番号1番について説明します。申請人・土地の所有者は議案書の通りでございます。登記田，現況畑，登記面積が441.94㎡。転用目的は農業用倉庫及び資材置き場でございます。40.11㎡です。よろしくお願ひします。

平岡議長 今村委員さんからの説明がありました。事務局からの補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号1番について補足説明を行います。地図は6ページです。申請人は笹原町に居住する個人で，かねてより農業用資材置き場が

不足しており、また、昨年の熊本地震により農業用倉庫が被災したため、農業用倉庫の新築と資材置き場のための土地を探していたところ、申請地が自宅に近接しており適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われますが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし

平岡議長 異議なしということですので、1番については承認をします。以上で議案第20号については承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

続きまして議案第21号です。農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は9ページです。申請者、土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況畑、登記面積2813㎡です。変更前、変更後の事業計画は、ともに建売分譲住宅となっております。平成28年4月1日付け、農地法第5条許可を受けていましたが、熊本地震により当初予定していた工期通りの工事ができず、金融機関からも融資継続が難しくなったため、事業を新たな事業者へ継承する変更となります。以上です。

平岡議長 事務局からの説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、議案第21号については承認をします。以上で議案第21号については承認通知を行います。続きまして議案第22号、農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する意見についてを議題とします



申請番号1番について、西山委員さんと山下委員さんですが、山下委員さんお願いします。

山下委員 申請番号1番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書の通りです。登記田，現況畑，登記面積366㎡，内転用面積366㎡，権利の種類，使用貸借権の設定です。転用目的は個人住宅106.82㎡です。よろしくお願いします。

平岡議長 山下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は13ページです。申請人は境目町のアパートに居住する個人で，子供たちも大きくなり，手狭になったため住宅の建築を計画したところ，申請地が実家に近く適していると考え，今回の転用申請となりました。申請地は第1種農地，第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地で，その他の農地として第2種農地に位置付けされると思われます。

平岡議長 事務局からの説明は終わりました。委員さんからご意見はありますか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので，1番については承認をいたします。続きまして申請番号2番です。確認委員さんは杉内委員さんと田代委員さんですので，杉内委員さんをお願いします。

杉内委員 2番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書の通りです。登記田，現況畑，登記面積2813㎡，内転用面積2813㎡。権利の種類は所有権有償，売買です。転用目的，建売分譲住宅973.80㎡。よろしくお願いします。

平岡議長 杉内委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は14ページです。こちらは、先ほどの第5条計画変更の関連案件になります。申請人は、熊本市で不動産業を営む法人であり、申請地が走潟小学校に接しており、緑も多く生活環境に優れていると考え、今回の転用申請となりました。申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、2番については承認します。続きまして申請番号3番についてです。確認委員さんは福島委員さんと芥川委員さんですが、福島委員さんをお願いします。

福島委員 3番の説明をいたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記は畑、現況は雑地、2筆ございまして1筆が139㎡で、2筆目が194㎡でございます。権利の種類は所有権有償。売買です。転用目的はアパート駐車場です。

平岡議長 福島委員さんの説明は終わりました。事務局からの補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明をします。地図は15ページです。申請人は熊本市で不動産業等を営む法人であり、申請地が集合住宅アパートの市道隣接地にあり、居住者用駐車場に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は平成18年からすでに駐車場として使用しており、始末書添付の案件となります。申請地は都市計画区域の用途地域であるため、第3種農地となります。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さんからご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、3番についても承認いたします。  
次に、4番について確認委員さんは福島委員さんと芥川委員さんですが、福島委員さんをお願いします。

福島委員 譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況田、登記面積は2066㎡、転用面積も2066㎡。権利の種類は賃借権設定です。転用目的は車両置き場です。以上です。

平岡議長 福島委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は16ページです。申請人は北段原町で自動車販売、修理、整備等を営む法人であり、車両置き場が不足しており、解消するための土地を探していたところ、申請地が事務所に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用途地域であるため、第3種農地となります。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明が終わりましたが、委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、4番についても承認します。  
続きまして申請番号5番についてです。確認委員さんは田代委員さんと杉内委員さんですので、田代委員さんをお願いします。

田代委員 申請番号5番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況畑、登記面積450㎡、内転用面積450㎡。権利の種類、使用賃借権設定です。転用目的、農家住宅95.76㎡です。よろしくをお願いします。

平岡議長 田代委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について説明します。地図は17ページです。申請人

は築籠町に居住する農業を営む個人であり、現在の住居は耕作農地から遠く不便であったため、住宅を建てる土地を探していたところ、申請地が耕作農地に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明が終わりました。申請番号5番について委員さんからご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということで、5番については承認をいたします。以上で議案第22号はすべて承認されました。続きまして議案第23号、農地利用集積計画の同意についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。番号57番、借り手、貸し手、物件の表示は議案書の通りです。現況地目が田、面積が4628㎡で平成29年5月26日から平成39年5月25日までの10年間の賃借権の再設定です。貸賃は10アール当たり米1俵です。番号58番、借り手、貸し手、物件の表示は議案書の通りです。地目田、面積2472㎡、平成29年5月27日から平成39年5月26日まで、賃借権の再設定です。借賃は10アール当たり米1俵です。番号59番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。地目田、面積が2755㎡、平成29年5月26日から平成49年5月25日までの20年間の使用賃借権設定となっております。番号60番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書の通りです。地目田、面積3483㎡、平成29年7月1日から平成39年6月30日まで、10年間の賃貸借設定であります。借賃は10アール当たり20000円となっております。番号③番、買い手、売り手、物件の所在は議案書の通りです。地目畑、面積は2617㎡で所有権移転となっております。番号④番、買い手、売り手、物件の所在は議案書の通りです。地目畑、面積が877㎡で、これも所有権移転となっております。次に、同じページの下のほうになりますが、今月の利用権設定の一覧表となっております。

次に21ページをお開きください。こちらの左側が今月の利用権設定となっております。合計のみ読み上げますが、利用権設定が13338㎡で、所有権移転が3494㎡となっております。そして右側が1月からの累計となっております。合計だけ読み上げますと、利用権設定が192755㎡、所有権移転が6988㎡行われております。以上です。

平岡議長 事務局からの説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、議案第23号については同意したことを市へ通知をします。  
次に報告第4号です。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告についてを議題とします。  
事務局から報告をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番、解約農地は議案書の通りです。地目が田、面積が1594㎡で、賃貸人・賃借人も議案書の通りです。平成29年5月12日付、借手の変更のための解約です。番号2番、解約農地は議案書の通りです。地目田、面積は1152㎡で賃貸人・賃借人は議案書の通りです。平成29年5月12日付、自作のための解約となっております。番号3番、解約農地は議案書の通りです。地目は田で、面積は3051㎡、賃貸人・賃借人は議案書の通りです。平成29年2月7日付、集積計画の一部解約のための解約となっております。番号4番、解約農地は議案書の通りです。地目は田、面積は2707㎡で、賃貸人・賃借人は議案書の通りです。平成29年4月18日付、集積計画の一部解約のための解約となっております。以上です。

平岡議長 以上で報告第4号の事務局説明を終わりました。  
以上で本日予定しました案件は、おかげさまですべて承認いたします。  
その他で事務局から何か方向等あればお願いします。

事務局     ありません。

事務局     それでは閉会のあいさつを、佐美三副会長にお願いします。

佐美三副会長    どうもお疲れ様でした。それでは第5回総会を閉会いたします。

平成29年5月26日

議	長	平岡	孝雄
議事録署名人		堀内	信也
議事録署名人		中山	一一